

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年12月16日

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員 南雲孝志
群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員 後藤彰

定期監査結果報告書

1 監査の基準

本定期監査は、群馬県後期高齢者医療広域連合監査基準（令和2年群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号）に準拠し実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査の対象

総務課、管理課、給付課及び会計課の財務事務の執行等（令和7年度上半期分）

4 監査の評価項目

- (1) 法令、条例、規則等に違反していないか
- (2) 財務執行は適正か
- (3) 不正又は不当な行為はないか
- (4) 事故や損害が発生しているもの又はその恐れがあるものはないか
- (5) その他、特に指摘すべき事項はないか

5 監査の実施内容

令和7年度上半期の財務事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた関係諸帳簿を調査し、関係者から説明を求ることにより監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 本監査の実施場所

群馬県公社総合ビル2階特別会議室

- (2) 日程

令和7年1月27日から令和7年2月16日（本監査実施日）まで

7 監査の結果

財務事務の執行等については、法令等に準拠しておおむね適正に執行されているものと認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に改善等を指導した。